

お知らせ

「最低制限価格制度」 の改正を行います。

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。

1. 対象業務

【最低制限価格】

設計額(税込み)300万円以上の委託業務

2. 算定方法(赤字部分が改定部分です。)

【委託業務】

表の業務の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の最低制限価格の基準となる額の欄に定める額(算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を合計した額とする。

業務	最低制限価格の基準となる額	上限割合	下限割合
測量業務	1 直接測量費 2 測量調査費 3 諸経費に100分の50を乗じて得た額	100分の 82	100分の 60
建築関係の 建設コンサル タント業 務	1 直接人件費 2 特別経費 3 技術料等経費に100分の60を乗じて得た 額 4 諸経費に100分の60を乗じて得た額	100分の 81	100分の 60
土木関係の 建設コンサル タント業 務	1 直接人件費 2 直接経費 3 その他原価に100分の90を乗じて得た額 4 一般管理費等に100分の50を乗じて得た 額	100分の 81	100分の 60
地質調査業 務	1 直接調査費 2 間接調査費に100分の90を乗じて得た額 3 解析等調査業務費に100分の80を乗じて 得た額	100分の 85	3分の2

	4 諸経費に100分の50を乗じて得た額		
補償関係コ ンサルタント 業務	1 直接人件費 2 直接経費 3 その他原価に100分の90を乗じて得た額 4 一般管理費等に100分の50を乗じて得た額	100分の 81	100分の 60
その他	予定価格に100分の60を乗じて得た額	—	100分の 60

3. 適用日

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札に適用します。